

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



第1節 総則

第1条 (利用条項の適用)

イツコムコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社の定める「イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項」(以下「本利用条項」といいます。)に基づき、第2条(用語の定義)に定める利用者に対し、イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (用語の定義)

本利用条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本件建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	居住または事業可能な最小の専有区分(入居の有無を問わないものとします。)
本件建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
機器	本サービスの利用にあたって使用する、インテリジェントホームゲートウェイ、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライトおよびスマートスピーカー等のデバイスの総称
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器で、インターネット回線経由にて利用するもの
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
標準機器一式	機器のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
追加機器一式	機器のうち、当社が利用者に貸与または販売する機器
セキュリティステッカー	東急セキュリティ株式会社から利用者に貸与するステッカー
利用者端末	利用者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、本件建物における利用者の宅内に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して利用者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスは当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ(以下「ゲートウェイ」といいます。)の設置が必要となります。利用者は、ゲートウェイに加え、関連端末を単独または組み合わせて利用することで以下の遠隔操作および駆付けサービスを利用することができます。

(1) カメラリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したIPカメラの映像データ等の撮影および指定の先へ映像データ等の送信を行うサービス

(2) センサーリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したセンサー等の感知した情報を指定の先へ送信を行うサービス

(3) 駆付けサービス

宅内に設置したセンサー等が反応を検知し、それを利用者が異常と認識した場合に、当社に依頼をすることで東急セキュリティ株式会社(以下「東急セキュリティ」といいます。)の警備員が出勤対応をするサービス

(4) 赤外線家電リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス

(5) 電子錠リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行います。テンキーによるパスワード認証や非接触型ICメディアによる認証も可能となるサービス

(6) 電球リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス

(7) 音声家電リモート

赤外線家電リモート等、一部のホーム・コントロールの機能をスマートスピーカーで操作するサービス

3. 本サービスは、当社指定の機器でのみ利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。

4. 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。

- ゲートウェイ1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限りです
- 家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン、照明各1台の操作に限りです
- 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは当社より貸与する家電コントローラーに限り、またその設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります

5. 音声家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供します。

- 家電コントローラー1台に対して、スマートスピーカー1台の貸与を受けることができます
- スマートスピーカーの設置設定時に、スマートスピーカーメーカーが提供するアプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは当社より貸与するスマートスピーカーに限り、またその設置設定時に使用するホーム・コントロールに関わる機能のみとなります。

6. 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。

(1) 本アプリを利用した利用者端末またはスマートスピーカーでの遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより施錠や解錠ができます。

(2) オートロック機能により施錠ができます。

7. 対象物件の通信環境や利用環境により、関連端末とゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。

8. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他約款等」といいます。)がある場合は、利用者は、本利用条項に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定める通りとします。

第2節 利用契約

第5条 (利用契約の単位と有効期間)

利用契約の締結は、世帯ごとに行います。

2. 利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社または利用者のいずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条 (利用契約の申し込み)

申込者は、本利用条項を承認の上、当社所定の利用申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

(1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者

(2) 利用を希望するサービス内容

(3) その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。

3. 申込者である個人が成年後見人または被後見人の場合は、それぞれ成年後見人または後見人の同意を必要とします。

4. 別表の1.に定める駆付けサービスを希望する利用者は、本利用条項および東急セキュリティが定める「駆付けサービス(アパートメント)利用条項」(以下「駆付け利用条項」といいます。)に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。

第7条 (申し込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が本利用条項に違反するおそれがある場合

(2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合

(3) 本サービスの提供が著しく困難である場合

(4) その他、利用契約締結が不適当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第8条 (利用契約の成立と利用開始日)

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3. 利用契約の成立後、初めてゲートウェイが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第11条(利用申込書記載事項の変更)第3項の規定により特定の追加機器一式が追加されたときは、当該追加機器一式が設置された日を、当該追加機器一式の利用開始日と定めます。

4. 第1項から第3項の規定にかかわらず、東急セキュリティは、利用者からの駆付けサービスの申し込みに対し、東急セキュリティより利用者に利用開始日が記載された書面を発行します。なお、この書面の発行をもって東急セキュリティが定める駆付けサービス(アパートメント)利用契約(以下「駆付け利用契約」といいます。)が成立したものと、当該書面に記載された利用開始日を駆付けサービスの利用開始日と定めます。

第9条 (利用の条件)

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。)を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、第10条(本アプリの提供と管理)第2項に定める利用者端末を除き、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、モバイル端末は利用できません。

3. 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。)が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負います。

第10条 (本アプリの提供と管理)

当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを利用者へ提供します。

2. 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があります。この媒体として、利用者端末を要するものとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。

3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。

4. 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第11条 (利用申込書記載事項の変更)

利用者は、利用申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 利用者は、利用申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

3. 利用者は、特定の追加機器一式の追加を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

4. スマートロックを設置している利用者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

5. 利用者は、利用者がゲートウェイを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のゲートウェイのみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

6. 利用者は、利用者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

7. 当社は、第7条(申し込みの承諾)の規定に準じ、第1項から第5項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

8. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第9項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。

9. 当社が特に認める場合に限り、利用者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第12条 (名義変更および権利譲渡等)

ITSCOM

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



利用者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 利用者の改称
- (2) 承継
- (3) 譲渡

2. 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、利用者が負う一切の義務を承継するものとします。
5. 利用者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第13条 (設置場所の変更)

- 利用者は、機器の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器の設置場所を変更する場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2. 利用者は、設置場所の変更先が、同一敷地内または同一建物内ではない場合、利用契約は解約となり、インテリジェントホーム契約約款に同意することにより継続して利用することができます。ただし、第33条(機器)第5項および第9項に定める通り、標準機器一式は当社に返還するものとします。
 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前1項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社のできる方法によりその旨を通知します。
 - (1) 変更を希望する本件建物の所有者の承諾が得られない場合
 - (2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがある当社が判断した場合
 4. 利用者は、機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、IPカメラおよび家電コンローラーの設置場所の変更については、自己の責任において利用者が行えるものとします。
 5. 当社が定めた要件を満たす利用者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第14条 (利用者が行う本サービスの一時停止)

- 利用者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時停止は終了して、速やかに、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることにはできないものとします。
2. 当社は、第22条(利用者の支払い義務)の規定にかかわらず、一時停止をしている利用者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免れるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
 3. 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。
 4. 当社が定めた要件を満たす利用者については、第1項に定める一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。
 5. 利用者は、関連端末のみの一時停止および駆けつけサービスの一時停止を行うことはできません。

第15条 (当社が行う本サービス提供の停止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
- (1) 加入契約または利用契約に定められた本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 第16条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - (4) 第38条(禁止事項)、第40条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
 - (5) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該利用者に対しその理由および停止期間を当社のできる方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条 (当社が行う本サービス提供の休止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
- (1) 当社の通信設備の保守作業または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社の通信設備に障害が生じた場合
 - (3) 天災地変等の不可抗力
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 利用契約の解除

第17条 (利用者が行う利用契約の解約)

- 利用者は、第5条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合には、当該利用者は当社所定の書類に必要事項を記入して、解約を希望する日の10日前までに当社に提出するものとします。
2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
 3. 当社が定めた要件を満たす利用者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第18条 (当社が行う利用契約の解除)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 第9条(利用の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
 - (3) 加入契約が解除または解約となった場合
 - (4) その他当社、利用者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、利用者が第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により利用者に対しその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。
 5. 第1項第3号の規定において、加入契約が解除または解約となったあとも、本サービスの継続を希望する利用者は、標準機器一式を当社に返還の上、インテリジェントホーム契約約款およびその他約款等に同意し、当該約款等に定める料金等を支払うことで第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等

のサービス(以下「インテリジェントホーム」といいます。)を利用することができるものとします。

第6節 IDおよびパスワード

第19条 (IDおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、利用者にIDを付与します。利用者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、IDの定める方法によりその旨を通知するものとします。
2. 利用者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
 3. 利用者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
 4. 利用者が第18条(利用者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第19条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が当社により解除された場合、利用契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該利用者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第20条 (料金等)

- 料金等は、別表に定める通りとします。
2. 利用者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
 3. 当社は、料金等を改定ことがあります。この場合、当社は改定の1か月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社のできる方法によりその旨を告知します。

第21条 (利用者の支払い義務)

- 利用者は、その契約内容に応じ、第21条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、駆けつけサービスについては、駆けつけ利用条項の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権(駆けつけ利用条項の規定により支払いを要することになった料金等に関する債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 利用者は、第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により、契約内容が変更されたときは、変更後の契約内容に応じ、第21条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
 3. 料金等のうち、駆けつけサービスを除く月額利用料の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。駆けつけサービスの月額利用料の支払い義務は、駆けつけ利用条項の規定により、東急セキュリティが発行する書面に記載された利用開始日に発生するものとします。
 4. 料金等のうち、駆けつけサービスにかかる出勤料金の支払い義務は、当該駆けつけサービスの利用開始日以降に利用者が東急セキュリティの警備員に出動要請を行った時点で発生するものとします。
 5. 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)に規定する利用開始日、あるいは第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により利用サービス内容および機器を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
 6. 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。
 7. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第27条(機器の設置および費用負担)、第28条(機器の移設および費用負担)、あるいは第29条(機器の撤去および費用負担)に規定する機器の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
 8. 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 9. 第16条(当社が行う本サービス提供の制限)の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 10. 第17条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がそのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる利用者に対し当該月の料金等の支払い義務を免れるものとします。

第22条 (料金等の利用明細等)

- 利用者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。
2. 利用者は、請求書の発行を希望する場合は別表の9.に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

第23条 (料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて利用者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた利用者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
 3. 利用者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第24条 (利用契約終了に伴う料金等の精算方法)

- 第18条(利用者が行う利用契約の解約)第1項、第3項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は、第18条(利用者が行う利用契約の解約)第2項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第25条 (遅延損害金)

- 利用者が料金その他利用契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算によります。)の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

第8節 機器

第26条 (機器の設置および費用負担)

- 機器の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が、追加機器一式の設置工事に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、当該工事の保証期間が工事が完了した日より1年間とします。
2. 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第27条 (機器の移設および費用負担)

- 当社が第13条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器を移設します。この場合、利用者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。

第28条 (機器の撤去および費用負担)

- 第18条(利用者が行う利用契約の解約)第1項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、機器を撤去します。この場合、利用者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
2. 第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項第3号により加入契約が終了となった場合は、機器を撤去するものとし、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が、追加機器一式の撤去に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、加入契約が終了した後も利用者が第19条(当社が行う利用契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、当社は、標準機器一式のみ撤去するものとします。
 3. 撤去に伴い、本件建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、本条の規定に起因し、利用者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第39条 (機密保持)

- 利用者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
 4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な利用者の機密情報を提供することがあります。

第40条 (個人情報)

- 当社は、利用者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものとし、利用者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
 3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

第41条 (利用条項の変更)

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法で利用者に告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本利用条項によります。

第42条 (本サービスの廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、利用契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第43条 (国内法への準拠)

利用契約は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条 (定めなき事項)

利用契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

本利用条項に関する付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本利用条項に特約を付することができるものとします。
- (2) 第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。ただし、当社と「駆けつけプラン」または「スマートロック×駆けつけプラン」の加入契約を締結している建物に居住している場合は、この限りではありません。
- (3) 本利用条項は、2017年10月6日より施行します。

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

1. 各サービスプランの利用料金

○センサープラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。

(*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー			200円/台
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*1) 1,000円/世帯
-------	----------------

(*1) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○駆けつけプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。

(*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー			200円/台
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*1) 0円/世帯
-------	------------

(*1) 出動料金は別途発生します。

○スマートロックプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。

(*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

ます。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー			200円/台
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*1) 1,000円/世帯
-------	----------------

(*1) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロック×センサープラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。

(*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー			200円/台
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*1) 1,000円/世帯
-------	----------------

(*1) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロック×駆けつけプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

(*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。

(*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		

—3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
-------	---------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロック×センサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

月額利用料	
ゲートウェイ1台目	1,280円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) (*3)1,980円 対象サービス未利用者(*2) 2,980円

(*)1) 別表の2. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。

(*)2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*)3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

月額利用料	
ゲートウェイ1台目	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*)1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*)2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*)3) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
-------	---------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

2. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目
ケーブルインターネットサービス契約約款 イツコムアパートメント利用条項	かつびメガ160 かつびワイド かつびプラス かつびジャスト
かつびMANSION LANインターネットサービス契約約款	かつびMANSION LAN インターネットサービス(*)
イツコムひかり インターネットサービス契約約款 イツコムひかり アpartment加入条項	マンションタイプ 2ギガコース マンションタイプ 1ギガコース マンションタイプ 600メガコース マンションタイプ 300メガコース マンションタイプ 30メガコース マンションタイプ 8メガコース マンションタイプ 1メガコース

(*) 第4条(提供区域)に定める提供区域内に限ります。

3. 出動料金

駆けつけサービスにおいて、利用者または使用者が出勤を要請した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

※第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。ただし、当社と「駆けつけプラン」または「スマートロック×駆けつけプラン」の加入契約を締結している建物に居住している場合は、この限りではありません。

4. 契約事務手数料

センサープラン(シェア型)、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)において、利用者が新規申し込み時に支払う契約事務手数料は以下の通りとします。

契約事務手数料	3,000円
---------	--------

5. 販売価格

(1) ゲートウェイ

利用者がゲートウェイを追加購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

ゲートウェイ(1台目は購入不可)	18,000円/台
------------------	-----------

(2) スマートライト

利用者がスマートライトを購入場合の販売価格は以下の通りとします。

スマートライト	3,600円/個
---------	----------

(3) 非接触型ICメディア

スマートロックを設置している利用者が非接触型ICメディアを購入場合の販売価格は以下の通りとします。

カードキー	1,000円/枚
-------	----------

6. 加入するサービスプランに応じた貸与機器

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*)1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*)2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*)3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 0円/世帯
-------	-----------

(*) 出動料金は別途発生します。

○センサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

月額利用料	
ゲートウェイ1台目	1,280円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) (*3)1,980円 対象サービス未利用者(*2) 2,980円

(*)1) 別表の2. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。

(*)2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*)3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

月額利用料	
ゲートウェイ1台目	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*)1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*)2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*)3) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
-------	---------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロックプラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

月額利用料	
ゲートウェイ1台目	1,280円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) (*3)1,980円 対象サービス未利用者(*2) 2,980円

(*)1) 別表の2. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。

(*)2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。

(*)3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

月額利用料	
ゲートウェイ1台目	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*)1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*)2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*)3) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

サービスプラン	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	追加機器一式/世帯 (利用者へ貸与)
センサープラン	ゲートウェイ1台	—
	センサー等 (いずれか2台)	—
駆けつけプラン	ゲートウェイ1台	—
	センサー等 (いずれか1台)	—
スマートロックプラン	ゲートウェイ1台	—
	スマートロック1台	—
	非接触型ICメディア (カードキー) 3枚	—
スマートロック×センサープラン	ゲートウェイ1台	—
	スマートロック1台	—
	非接触型ICメディア (カードキー) 3枚	—
	センサー等 (いずれか2台)	—
スマートロック×駆けつけプラン	ゲートウェイ1台	—
	スマートロック1台	—
	非接触型ICメディア (カードキー) 3枚	—
	センサー等 (いずれか1台)	—
センサープラン (シェア型)	—	ゲートウェイ1台
	センサー等 (いずれか2台)	—
スマートロックプラン (シェア型)	—	ゲートウェイ1台
	スマートロック1台	—
スマートロック×センサープラン (シェア型)	—	ゲートウェイ1台
	スマートロック1台	—
	センサー等 (いずれか2台)	—

- る他の事業者(以下「連携事業者」といいます。)が提供する会員制サービス(以下「連携事業者サービス」といいます。)において当該利用者に付与されたID、パスワード等(以下「ID等」といいます。)を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、本サービスを利用することができます。
(以下「連携サービス」といいます。)ただし、利用者は、本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。
- 利用者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
 - 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
 - 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、利用者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。
 - 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、利用者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 利用者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、利用者または第三者に損害が生じた場合、利用者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、利用者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
 - 利用者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 本特約に定めのない事項は、本利用条項の定めによるものとします。

7. 工事費

別途見積り

8. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)
ゲートウェイ	16,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートスピーカー	12,000円/台
スマートロック	35,000円/台
スマートライト	2,600円/個

9. 請求書類発行手数料

請求書	200円/通
-----	--------

●クレジットカード支払いに関する特約

- 利用者は、利用者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 利用者は、利用者が当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、利用者が指定したクレジットカード会社の指示により、利用者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、利用者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 利用者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、利用者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、利用者は、利用者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

- 利用者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携す